

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和7年5月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険料賦課・収納に関する事務 ③保険給付管理に関する事務 ④要介護(要支援)認定に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、介護保険システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表100の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、43、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、144、161の項 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福祉部 高齢者支援課
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4261(直通)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>介護保険事務では、個人番号利用の法定事務につき日常的に番号の収集を行っているが、マイナンバー利用事務に係るガイドラインに従い、番号の取得は本人からの取得を原則としている。特定個人情報の管理に関して手作業が介在するが、いずれの場面においても複数人を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティが確保されたネットワーク環境を整備し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリにはパスワードを設定し施錠できる書棚等に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	高齢者介護課	高齢者支援課	事後	
平成30年4月20日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者介護課長 諏訪 博幸	高齢者支援課長 諏訪 博幸	事後	
平成30年4月20日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	高齢者介護課	高齢者支援課	事後	
平成30年4月20日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成31年4月26日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一(68)	1. 番号法第9条第1項 別表第一68の項	事後	
平成31年4月26日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連②法令	番号法第19条7号、別表第二(93、94、95)	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二	事後	
平成31年4月26日	I-5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	高齢者支援課長 諏訪 博幸	高齢者支援課長	事後	
平成31年4月26日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉保健部 高齢者支援課 介護保険担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	福祉保健部 高齢者支援課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
平成31年4月26日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月26日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年5月20日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施
令和2年5月20日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	II-7. 請求先	総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
令和4年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月13日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉保健部 高齢者支援課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	福祉保健部 高齢者支援課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4261(直通)	事後	
令和5年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月3日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 高齢者支援課	福祉部 高齢者支援課	事後	機構改革による
令和6年4月3日	II-7. 請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	II-8. 連絡先	福祉保健部 高齢者支援課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4261(直通)	福祉部 高齢者支援課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4261(直通)	事後	機構改革による
令和6年4月3日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月3日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年5月7日	I-1. ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、介護保険システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
令和7年5月7日	I-3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	1. 番号法第9条第1項 別表100の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和7年5月7日	I-4. ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、119の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、43、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、144、161の項 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項	事後	
令和7年5月7日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年5月7日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年5月7日	IV-8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式で追加された項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	IV-8. 判断の根拠	—	介護保険事務では、個人番号利用の法定事務につき日常的に番号の収集を行っているが、マイナンバー利用事務に係るガイドラインに従い、番号の取得は本人からの取得を原則としている。特定個人情報の管理に関して手作業が介在するが、いずれの場面においても複数人を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対応	事後	様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11. 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11. 判断の根拠	—	セキュリティが確保されたネットワーク環境を整備し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管している。	事後	様式で追加された項目